

第6回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年3月19日（木）

11：00～

場所：県庁舎7階災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生及び対応について

(2) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算について

(3) 各部局からの報告事項について

(4) その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症患者受入の状況等について

2020年3月19日(木)

健康福祉部保健予防課

1 入院患者について

- ・ 県内発生 10人
- ・ クルーズ船 4人

◎3月15日現在 入院患者合計 14人

2 フォローアップについて

- ・ 下船者(税務大学校) 1人
- ・ 飛行機 2人

3 濃厚接触者

(1) 大泉町医療機関関係

健康観察者(濃厚接触者) 79人

PCR検査実施人数 8人(7名陽性)

- 3例目 60代 女性 看護師
- 4例目 70代 男性 医師
- 5例目 70代 女性 4例目の妻
- 6例目 50代 女性 事務職員
- 8例目 70代 男性 運転手
- 9例目 50代 女性 事務職員
- 10例目 50代 女性 患者

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内3例目)(第2報)

1 概要

3月12日(木)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、陽性が判明しました。

現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

2 患者情報

①年齢・性別

60代 女性

②居住地

群馬県太田市

③職業

看護師(第1例の患者が受診した医療機関ではありません)

※勤務先医療機関名：医療法人真医会 ましも内科・胃腸科

所在地：邑楽郡大泉町城之内1-4-1

④症状及び行動

3月7日(土) 午前中はマスクをつけて勤務(医療機関B)。軽い咳あり。
午後に発熱(38度)、咳、倦怠感が出現したため、早退。

3月9日(月) マスクをつけて医療機関Bを受診、肺炎の疑い。インフルエンザ検査陰性。

3月11日(水) マスクをつけて医療機関Bを再受診。肺炎像あり。帰国者・接触者相談センターを通じ、帰国者・接触者外来である医療機関Cを受診、入院。新型コロナウイルス感染症疑いと診断され、検体採取。

3月12日(木) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

- ・医療機関B、医療機関Cを受診する際は、マスクを着用し、他の患者と接触しないように受診した。
- ・薬局への立ち寄りはない。
- ・基礎疾患はあるが、現在、容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。自家用車での通勤及び近隣での買い物のみ。
- ・3月7日(土)午後以降は、受診以外に外出していない。
- ・発症後の移動は自家用車のみであり、公共交通機関は利用していない。

⑥濃厚接触者

現時点で判明しているのは配偶者1人、親族1人、勤務先医療機関職員10人、勤務先医療機関患者9人の計21人で、健康観察及び外出自粛を要請した。

現時点で症状のある濃厚接触者は1人で、県衛生環境研究所でPCR検査を実施予定。

※その他、詳細は調査中であり感染拡大防止のために必要な情報は、随時発表いたします。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内4例目・5例目)

1 概要

3月14日(土)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、2名について陽性が判明しました。うち1名は県内3例目の濃厚接触者です。

現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

2 患者情報

○県内4例目

①年齢・性別

70代 男性

②居住地

群馬県邑楽郡大泉町

③職業

医師

※勤務先医療機関名：医療法人真医会 ましも内科・胃腸科

所在地：邑楽郡大泉町城之内1-4-1

④症状及び行動

3月4日(水) 微熱、咳あり。午前中に外来診療。

午後に太田保健所管内の患者宅に往診。

3月5日(木) 午後に太田保健所管内及び館林保健所管内の患者宅に往診。

3月6日(金) 午前中に外来診療。

午後は館林保健所管内の患者宅に往診。

3月7日(土) 午後に館林保健所管内の患者宅に往診。

3月9日(月) 午前中に外来診療。

3月10日(火) 発熱(37度台)強い咳、倦怠感、食欲不振。午前中に館林保健所管内の患者宅に往診。

3月11日(水) 午前中に外来診療。

3月12日(木) 県内3例目の濃厚接触者として健康観察開始。

3月13日(金) 強い倦怠感と息切れがあったため、保健所に相談。帰国者・接触者外来である医療機関Aを受診。レントゲン撮影により肺炎像が認められたため、医療機関Aに入院、検体採取。

3月14日(土) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

症状が悪化したため、医療機関Bに転院。

※基礎疾患があり、医療機関BのICU(集中治療室)に入院中。重症。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。
- ・本人の申し出によると、外来診療や往診の際は、マスクを着用し、医療機関所有の車で移動した。
- ・発症後に公共交通機関は利用していない。
- ・薬局への立ち寄りはない。

⑥濃厚接触者

現時点で判明しているのは、親族1名、勤務先医療機関職員8名、外来診療及び往診で接触した者58名。健康観察及び外出自粛を要請した。

○県内5例目

①年齢・性別

70代 女性 ※4例目の妻

②居住地

群馬県邑楽郡大泉町

③職業

無職

④症状及び行動

3月 7日(土) 咳あり。

3月 8日(日) 強い咳。

3月 9日(月) 発熱。

3月12日(木) 夫が県内3例目の濃厚接触者となり、健康観察が開始されたため、自身も体調に注意していた。

3月13日(金) 咳が続いていたため、保健所に相談。帰国者・接触者外来である医療機関Aを受診。レントゲン撮影により肺炎像が認められたため、医療機関Aに入院、検体採取。

3月14日(土) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

※基礎疾患があるが、容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。
- ・3月9日(月)以降は、外出していない。

※その他、詳細は調査中であり感染拡大防止のために必要な情報は、随時発表いたします。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

県民の皆様へ

●新型コロナウイルス感染症とは

- ・ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、せきが長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさを訴える方が多いことが特徴です。
- ・潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)とされています。
- ・感染経路は、咳やくしゃみを吸い込むことによる飛沫感染及び飛沫等が手指から体内に入り感染する接触感染です。
- ・高齢者や持病がある方が感染すると、重症化する可能性があります。

●帰国者・接触者相談センターのお知らせ

次の方は、保健福祉事務所(保健所)、県保健予防課に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・海外から帰国した後、発熱や呼吸器症状が出た場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合(高齢者や持病のある方は、2日程度続く場合)
- ・強いだるさや息苦しさがある場合

●予防対策は

- ・風邪やインフルエンザの予防と同様に、石けんによる手洗いや咳エチケットといった対策が重要です。
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、外出を自粛し、学校や会社を休んでください。
- ・イベントを開催する場合には、開催の必要性について検討するとともに、風通しの悪い空間をなるべく作らない、手指消毒用アルコールを設置する、参加者に手指衛生を呼びかけるなど、感染防止対策を十分講じてください。また、多くの人が集まる施設でも同様の予防対策をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内6例目)

1 概要

3月16日(月)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、1名について陽性が判明しました。この患者は、3・4例目の濃厚接触者です。

現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

2 患者情報

①年齢・性別

50代 女性

②居住地

群馬県邑楽郡大泉町

③職業

事務職員

※勤務先医療機関名：医療法人真医会 ましも内科・胃腸科

所在地：邑楽郡大泉町城之内1-4-1

④症状及び行動

3月9日(月) 出勤。夜間に咽頭痛、頭痛、倦怠感

3月10日(火) 出勤

3月11日(水) 出勤

3月12日(木) 出勤。咳、鼻汁。

県内3例目の濃厚接触者として健康観察開始。

3月13日(金) 出勤(休診中のため、受付業務は無し)

3月14日(土) 出勤(休診中のため、受付業務は無し)

3月15日(日) 発熱(38度台)のため、帰国者・接触者相談センターに連絡。

帰国者・接触者外来である医療機関Aを受診、検体採取。CTスキャンで肺炎像が認められたため、同院に入院。

3月16日(月) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

※基礎疾患があるが、患者の容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。
- ・勤務中はマスクを着用。
- ・3例目、4例目と院内業務で接触があった。
- ・発症後は自家用車で移動し、公共交通機関は利用していない。
- ・同居者はいない。

※現時点で判明している濃厚接触者は、勤務先医療機関職員8人、外来患者25人です。これらの濃厚接触者は3例目及び4例目の調査時点で把握した方と同じであり、既に健康観察と外出自粛を要請しています。

※詳細は調査中であり感染拡大防止のために必要な情報は、随時発表いたします。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内7例目)

1 概要

3月17日(火)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、1名について陽性が判明しました。この患者は、1・2例目の濃厚接触者です。

2 患者情報

①年齢・性別

70代 男性

②居住地

群馬県太田市

③職業

無職

④症状及び行動

3月7日(土) 県内1例目の濃厚接触者(同居家族)として健康観察開始。

3月11日(水) マスクを着用して、発熱した妻(県内2例目)と共に帰国者・接触者外来である医療機関Aを受診、検体採取(1回目)。

3月12日(木) 県衛生環境研究所の検査により陰性と判明。

3月13日(金) 発熱(37度台)のため、保健所に相談。マスクを着用して医療機関Aを受診、軽度の肺炎像を認めたため、検体採取(2回目)。

3月14日(土) 医療機関Aに入院。
県衛生環境研究所の検査により陰性と判明。

3月16日(月) 症状が改善しないため、検体採取(3回目)。

3月17日(火) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

※基礎疾患があるが、患者の容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。
- ・発症後は自家用車で移動し、公共交通機関は利用していない。

※本件に関して、現在のところ、新たな濃厚接触者は確認されていません。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

令和2年3月17日
健康福祉部保健予防課新型コロナウイルス対策係
(027-226-2598)

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内8・9・10例目)

1 概要

3月17日(火)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、3名について陽性が判明しました。この患者は、3・4・6例目の濃厚接触者です。

現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

2 患者情報

○8例目

①年齢・性別

70代 男性

②居住地

群馬県邑楽郡大泉町

③職業

運転手

※勤務先医療機関名：医療法人真医会 ましも内科・胃腸科

所在地：邑楽郡大泉町城之内1-4-1

④症状及び行動

3月12日(木) 県内3例目の濃厚接触者として健康観察開始。

3月13日(金) 出勤

3月15日(日) 発熱(37度台)、筋肉痛、関節痛。外出せず、自宅療養。

3月16日(月) 症状が改善しなかったため、帰国者・接触者相談センターに連絡。帰国者・接触者外来である医療機関Bを受診、検体採取。CTスキャンで肺炎像が認められたため、同院に入院。

3月17日(火) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

※基礎疾患はなく、患者の容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。
- ・業務中はマスクを着用。
- ・3、4例目と往診業務で接触があった。
- ・発症後は自家用車で移動し、公共交通機関は利用していない。

⑥濃厚接触者

- ・同居者(配偶者及び子の2人)。その他は調査中。

○9例目

①年齢・性別

50代 女性

②居住地

群馬県太田市

③職業

事務職員

※勤務先医療機関名：医療法人真医会 ましも内科・胃腸科

所在地：邑楽郡大泉町城之内1-4-1

④症状及び行動

3月12日（木） 県内3例目の濃厚接触者として健康観察開始。

発熱（37度台）、咳、咽頭痛、倦怠感、筋肉痛、関節痛。

3月13日（金） 36度台に解熱。出勤（休診中のため、受付業務は無し）

3月14日（土） 自宅（外出なし）

3月15日（日） 自宅（外出なし）。咳、咽頭痛、倦怠感、筋肉痛、関節痛が改善しなかったため、帰国者・接触者相談センターに連絡。

3月16日（月） 帰国者・接触者外来である医療機関 B を受診、検体採取。CTスキャンで肺炎像が認められたため、同院に入院。

3月17日（火） 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

※基礎疾患はあるが、患者の容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。
- ・勤務中はマスクを着用。
- ・3、4、6例目と院内業務で接触があった。
- ・発症後は自家用車で移動し、公共交通機関は利用していない。

⑥濃厚接触者

- ・同居者（配偶者のみ）。その他は調査中。

令和2年3月18日
健康福祉部保健予防課新型インフルエンザ対策係
(027-226-2598)

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内10例目・第2報)

3月17日の発表から、下線部分を更新しました。

○10例目

①年齢・性別

50代 女性

②居住地

群馬県邑楽郡大泉町

③職業

無職

④症状及び行動

3月6日(金) ましも内科・胃腸科を外来受診。県内4例目の医師が診察。

3月9日(月) 発熱。

3月11日(水) 発熱(37度台)のため、ましも内科・胃腸科を外来受診。
県内4例目の医師が診察。

3月12日(木) 外出なし。

3月13日(金) 外出なし。

3月14日(土) 外出なし。

3月15日(日) 県内4例目の濃厚接触者として健康観察開始。外出なし。

3月16日(月) 発熱のため、帰国者・接触者相談センターに連絡。

帰国者・接触者外来である医療機関Cを受診。濃厚接触者であったため、新型コロナウイルス感染症を疑い、検体採取。

3月17日(火) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

3月18日(水) 医療機関Dに入院。

※基礎疾患があり、現在、医療機関Dに入院しているが軽症である。

⑤行動歴

・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。

~~・3、4、6例目と院内業務で接触があった。~~

・発症後は自家用車で移動し、公共交通機関は利用していない。

⑥濃厚接触者

・同居者(子2人)。

※現在、医療機関職員6名、当該医療機関の外来・往診患者65名、家族等8名に対して、健康観察と外出自粛を要請しています。

※詳細は調査中であり感染拡大防止のために必要な情報は、随時発表いたします。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

令和2年3月18日
健康福祉部医務課医療指導係
内線：2532

医療機関向けマスクの医療機関への配布について

国において、各省庁の機関が保有するマスクの一部について、地方公共団体を経由し、必要な医療機関に対し優先配布を行うこととされました。本県にも当該マスクの一部が送付されましたので、下記のとおり県内医療機関に配布します。

記

1 医療機関への配布日

令和2年3月18日（水）

2 配布先

県内の感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来設置医療機関（計16病院）

3 配布枚数

合計 29,600 枚（一病院あたり 1,400 枚～2,000 枚）

4 その他

- ・県ではこれまで感染症指定医療機関等に対し、県備蓄分サージカルマスク（20,000枚）及び国より配布されたN95マスク（6,000枚）の配布を行ってきました。
- ・令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」に基づき、今後も、国から医療機関向けマスクの追加配布が予定されていることから、到着次第、順次医療機関に配布することとしています。

危管第18-1号
令和2年3月16日

各市町村長様
(消防防災担当課)

群馬県知事 山本 一太
(総務部危機管理室)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた
住民への情報発信の強化について(依頼)

貴市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、早期収束に向けて取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、本県におきましても、去る3月7日(土)に県内初の感染者が確認されてから、これまでに数名の感染者が確認されています。

県では、知事記者会見における知事からのメッセージや県ホームページなどを通じて、県民への感染予防対策の実践等をお願いしてきましたが、感染拡大を防止するため、さらなる情報発信を速やかに行う必要があると考えております。

つきましては、貴市町村におかれましても、別紙の例を参考に、住民への感染予防対策の実践等について、情報発信していただきますようお願いいたします。

特に、高齢者や障害者等の情報格差への対処が喫緊の課題となっていることから、防災行政無線、回覧板、広報誌等を活用した速やかな情報発信について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

| |
|-------------------------------------|
| 担 当 : 危機管理・防災係 佐藤 |
| T E L : 027-226-2245 |
| F A X : 027-221-0158 |
| e-mail : kikikanri@pref.gunma.lg.jp |

県民の皆様へ

- ・新型コロナウイルス感染症については、全国で感染が拡大しており、群馬県においても、これまで数例の新型コロナウイルス感染症患者が確認されるなど、今後の感染拡大に予断を許さない状況にあります。
- ・県では、濃厚接触が確認された方について、各保健所が2週間の健康観察を行うとともに、外出の自粛を要請しております。
- ・感染された方の約8割は軽症です。県民の皆様には、国・県・市町村から発信される正確な情報に基づき、冷静に行動していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスを防ぐために（お願い）

- ・手洗いを小まめに行う、咳エチケットを徹底する、咳や発熱等の風邪症状がみられる場合には外出を控えるなど、「かからない」「移さない」という工夫をお願いします。
- ・「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」で集団感染が発生しています。換気が悪く、不特定多数の人が密に集まるような場所は、できる限り避けてください。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には

- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には医療機関を受診する前に、帰国者・接触者相談センター（各保健福祉事務所・保健所、県保健予防課）にお問い合わせください。

○帰国者・接触者相談センター一覧

| 名 称 | 管轄地域 | 電話番号 | 備 考 |
|-------------|----------|--------------|---------------------------------|
| 県保健予防課 | | 027-224-8200 | 平日 8時30分～17時15分 土日祝日 10時～16時 |
| 渋川保健福祉事務所 | 渋川市、北群馬郡 | 0279-22-4166 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 伊勢崎保健福祉事務所 | 伊勢崎市、佐波郡 | 0270-25-5066 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 安中保健福祉事務所 | 安中市 | 027-381-0345 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 藤岡保健福祉事務所 | 藤岡市、多野郡 | 0274-22-1420 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 富岡保健福祉事務所 | 富岡市、甘楽郡 | 0274-62-1541 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 吾妻保健福祉事務所 | 吾妻郡 | 0279-75-3303 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 利根沼田保健福祉事務所 | 沼田市、利根郡 | 0278-23-2185 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 太田保健福祉事務所 | 太田市 | 0276-31-8243 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 桐生保健福祉事務所 | 桐生市、みどり市 | 0277-53-4131 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 館林保健福祉事務所 | 館林市、邑楽郡 | 0276-72-3230 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 前橋市保健所 | 前橋市 | 027-220-1151 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 高崎市保健所 | 高崎市 | 027-381-6112 | 平日 8時30分～21時 |

新型コロナウイルス感染症に係る対応

1 これまでの対応

| | |
|-------|---|
| 1月29日 | ・県内商工団体等において相談窓口を設置 |
| 2月4日 | ・商政課、産業支援機構に特別相談窓口（融資・経営）を設置 ・県内金融機関等に事業者に対する金融の円滑化について文書で要請 |
| 20日 | ・国（経産省）にセーフティネット保証4号の指定を申請（3/2付指定） |
| 27日 | ・県内経済団体に対し「感染症の拡大防止」について文書で協力要請 |
| 29日 | ・県民労働センターで感染症関連の労働相談を開始 |
| 3月2日 | ・経済団体及び支援機関をメンバーとする「関係機関連絡会議」を開催 ・県内経済団体に対し「テレワークの推進」について文書で協力要請 |
| 4日 | ・県内経済団体あて資金繰り支援及び相談窓口について文書で緊急周知 |
| 9日 | ・金融連絡会議を開催、資金繰りへの対応強化を要請 |
| 13日 | ・県内全金融機関による「金融対策会議」を開催、資金繰りを要請 ・第1回「感染症対策産業経済総合支援本部」を開催 |

【相談実績(県、産業支援機構分)】 融資60件、経営25件、労働29件 (3/18現在)

2 県内事業者への影響調査 (2月中旬～随時)

○県内事業者からの聞き取り、商工団体等からの報告概要

- ・製造業ではサプライチェーン寸断による原材料や部品調達に影響
- ・観光業、飲食、宿泊、イベント業等では、2月中旬以降急速にキャンセル増大
- ・卸小売業では、主に中国からの商材の仕入れが停滞、出控えによる販売不振
- ・マスクや消毒液の入手、従業員の休暇等に関する相談多数

○観光関連施設への影響調査 (3/9観光物産課調査：35市町村対象)

- ・調査施設441 休業施設30、一部休止17
- ・キャンセル数＝216千人泊 影響額＝22億8千万円、予約率＝前年比30～60%

3 今後の対応 (案)

- 県制度融資の貸付条件の変更
- 産業経済部内に、ワンストップ総合相談センターの設置
- 金融機関等と連携した、地域別の出張相談会を開催

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う対応について

教育委員会

【1】 経緯

3月19日現在、県教育委員会として、市町村教育委員会及び各学校とともに連携して、引き続き、次のとおり対応を徹底して参りたい。

【2】 対応方策

1 共通対応事項

(1) 感染拡大防止について

- 感染予防の観点から、人の集まる場所に行ったり、友人と集まったりすることは避け、不要不急な外出をせず、基本的に自宅で過ごすことを周知徹底している。
- 風邪や37.5℃以上の発熱が4日以上続くなどの症状が続く場合は、帰国者・接触者相談センターの相談窓口を利用するよう指導している。
- 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導している。

(2) 児童生徒の安心・安全の確保

- 生活習慣が乱れたりしてトラブル等に巻き込まれないよう、改めて児童生徒、保護者に周知徹底している。
- 家庭への電話連絡等を定期的に行い、生徒の生活面や健康状況の把握を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問や登校指導等を行っている。
- 各学校における学習計画に基づき、児童生徒が適切に自宅学習が行えるよう支援を強化する。メールやホームページ、ポータルサイト（「子供の学び応援サイト」（文部科学省）・「#学びを止めない未来の教室」（経済産業省））の活用を図るとともに、児童生徒の状況に応じ、家庭訪問などを行い、定期的な課題の設定・回収を行っている。

2 市町村立学校等について

(1) 感染拡大防止について

① 学校等での預かり

- 学校での預かりを行う場合には、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底する。また、適切な環境が保持できるよう、児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避、こまめな換気、多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒等を徹底する。
- 開園している公立幼稚園等においても、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策やこまめな換気、多くの幼児が手を触れる箇所の消毒等を徹底する。
- 15市町村において学校における受入れを行っている。ほか、1村において図書室の本の貸し出しを行っている。（3月18日現在）

② 学童クラブ等の対応について

- 学童クラブ等については、関係者等と連携をして、感染拡大防止の徹底を図るとともに、状況に応じて、学校施設の利用についても検討していただく。
- 5市町村において学童クラブ等への教員の派遣を行っている。（3月18日現在）

(2) 生活指導について

- 自宅で過ごす時間が長くなることから、特に、虐待が疑われるなど、家庭に対しては、関係機関等と緊密に連携するとともに、関係者と連携して必要な支援を行う。

(3) 卒業式について

- 中学校の卒業式については、各校で感染防止対策を講じた上で、規模を縮小して3月13日に実施した。小学校においては3月24日又は25日に実施予定であり、現在、市町村教育委員会で検討しているところである。

(4) 学校の臨時休業について

- 太田市立の小学校については、新たに、3月9日から26日まで休業とすることとし、中学校については、3月11日まで予定していた臨時休業を3月26日まで延長することとなった。
- 藤岡市立及び上野村立の小学校・中学校については、3月15日まで予定していた臨時休業を3月26日まで延長することとなった。

(5) 令和2年度全国学力・学習状況調査について

- 追加** ○令和2年4月16日に実施する予定であった全国学力・学習状況調査については文部科学省が中止を決定したため、県教育委員会として3月17日付けで市町村教育委員会に通知を发出した。今後の取扱いについては、文部科学省において検討することとされている。

3 県立学校について

(1) 入学者選抜について

- 公立高等学校入学者選抜後期選抜及び定時制課程選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜及び訪問教育入学者選考については、3月10日・11日に実施した。
- 両日とも、新型コロナウイルス感染症に関わる欠席者はいなかったことから、追検査は実施しないこととした。
- 公立高等学校の合格者発表については、各校での掲示を取りやめ、県教育委員会が指定したWebページのみで行った。

(2) 高等学校について

①生活面について

- リーフレット「今悩んでいる君へ」及び「ぐんま高校生LINE相談」等を活用し、学校外の相談機関の周知を改めて行っている。
- SNSでトラブルになったり、インターネットやゲーム等の利用等で生活習慣が乱れたりすることがないよう、生徒・保護者の注意喚起を行っている。

②学習支援について

- 進路指導や就職指導が必要な卒業生については、進学や就職に支障がないよう、適切に相談、指導等を行っている。

(3) 特別支援学校について

- 追加** ○児童生徒が、生活リズムの変化等による体調面・心理面の変調を来したり、放課後等デイサービス等の利用調整ができず保護者が対応に苦慮したりしないよう、家庭訪問等及び関係機関との連携を行い、状況に応じて、学校において児童生徒の受入を行っている。受入実施校は4校。うち1校で、医療的ケアが必要な児童生徒に看護師が対応している。(3月18日現在)

- 追加** ○児童生徒の日中の受入を行っている放課後デイサービス等から人的支援や特別支援学校の施設の活用等の要請があった場合は、可能な範囲で対応している。人的支援で、教職員が対応したケースはないが、子どもが心理的に変調を来しているなどの理由で、教職員に様子を見に来て欲しいという要請に対応したケースが2件あり、教員が訪問(3月12日及び16日)し、学校の教材の提供及び児童生徒の状況確認を行った。2件とも児童生徒は落ち着いて過ごしていることが確認できている。(3月18日現在) 施設の活用では、学校図書館や校庭等の貸出を行っている学校が2校。(3月18日現在)

- 幼稚部修了式、小学部及び中学部の卒業式については、各校で感染防止対策を講じた上で、規模を縮小し、全校で予定どおり実施している。(3月11～19日)

4 その他

(1) 学校等臨時休業期間における県社会教育施設の学習支援コンテンツについて

- 追加** ○県立ぐんま天文台、県立ぐんま昆虫の森、県生涯学習センターでは、児童生徒の家庭での学習に役立つコンテンツをホームページで3月11日から公開している。